

一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ情報管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ（以下「さひめ」という。）の役員および支援員の情報管理及び使用に関し必要な事項を定め、その適性を図ることを目的とする。

第2条 本規程でいう用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「役員」とは定款第19条に定める理事、監事をいう。「支援員」とはさひめの研修を受け理事が認めた支援員をいう。
- (2) 「文書等」とは、役員・支援員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録（以下「電磁的記録」という。））をいう。
- (3) 「支援業務情報資料」とは、さひめの支援事業に関して知り得た情報（以下「支援業務情報」という。）が記録された文書等をいう。

第3条 役員・支援員は、業務上知り得た秘密を尊重し、被害者等の名誉保持に努めなければならない。

- 2 役員・支援員及びこれらの職にあった者は、業務上知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は定款第4条に掲げる事業以外の目的に使用してはならない。

第4条 役員・支援員は、事業の実施に当たっては、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人に付された番号、記号等により当該個人を識別することができるもの）の保護に欠けることのないよう十分留意しなければならない。

第2章 啓発及び教育

(啓発及び教育)

第5条 代表理事は、情報の管理及び使用に関し、役員・支援員の意識啓発及び教育のため、次の研修を行わなければならない。

- (ア) 新たに役員・支援員として採用された者に対する研修
- (イ) 臨時の研修
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める研修

第3章 雑則

(処分)

第6条 第3条第2項に違反した役員・支援員に対しては、定款第23条に基づく解任ないし定款第17条に基づく除名をすることができる。支援員について定款第17条を適用するまでではないと判断された場合は、理事会で協議し、教育等必要な措置を取ることができる。

(委任)

第7条 本規定に定めのない事項については、代表理事が理事会の議決を経て定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年5月11日から施行する。